

項 目	電気マッサージ器の型式の区分の要素「電熱装置」について
<p>1 内容</p> <p>本製品は、電動コンプレッサーで圧縮した空気を、人が履くブーツ型装着部内部の空気層に充填し、また排気することにより、脚をマッサージする電気マッサージ器である。</p> <p>本体はトランス、電源基板、制御基板（操作部）、コンプレッサー、電磁弁等により構成され、装着部にはAC100V回路から独立した電池を電源とするヒーターが組み込まれ、そのヒーターは装着部から取り外せない構造になっている。また、ヒーター用電池は装着部に収納され、電池の充電は装着部より取り出して、付属のACアダプターに接続して行う。</p> <p>定格：AC100V、50/60Hz、34/29W</p> <p>ここで、装着部に組み込まれているヒーターが、電気マッサージ器の型式の区分の要素における「電熱装置」に該当するか否かを知りたい。</p>	
<p>2 回答</p> <p>本製品の装着部に組み込まれているAC100V回路から独立した電池を電源とするヒーターは、型式の区分の要素における「電熱装置」に該当します。</p> <p>(理由)</p> <p>ヒーター（電熱装置）が構造的に電気マッサージ器と同一の筐体に組み込まれている場合には、電気マッサージ器の安全に関わる温度等に影響を与えるものであることを踏まえると、電気マッサージ器とヒーターが接続されているか否かの回路の構成は関係しないと考えられるため。</p>	